

○福岡県警察犯罪統計事務処理要領の制定について（通達）

平成18年8月31日

福岡県警察本部内訓第23号

本部長

この度、福岡県警察犯罪統計事務処理要領を次のとおり制定し、8月31日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、福岡県警察犯罪統計事務処理要領の制定について（昭和53年福警能内訓第4号）は、廃止する。

記

1 趣旨

この内訓は、犯罪統計規則（昭和40年国家公安委員会規則第4号）、犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）、犯罪統計事務処理要領の改正について（平成15年10月31日付け、警察庁丙刑企発第105号。以下「警察庁事務処理要領」という。）その他別に定めがあるもののほか、犯罪統計事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 原票 細則第3条に規定する犯罪統計原票（交通事故事件認知・検挙票、ひき逃げ・あて逃げ事件検挙票及び交通法令違反事件検挙票を除く。）をいう。
- (2) 刑事課 警察署（以下「署」という。）において刑事部又は暴力団対策部の分掌事務を所掌する課をいう。
- (3) 少年係 署において生活安全部少年課の分掌事務を所掌する係をいう。
- (4) 所属 福岡県警察本部（以下「本部」という。）の課、監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに署をいう。
- (5) 所属長 所属の長をいう。

3 コード等

警察庁事務処理要領の別紙の第4の2に規定する交番・駐在所コード、犯罪統計事務に使用する罪名等コードの改正について（平成17年11月17日付け、警察庁丁刑企発第256号）の別添の(2)の特別法犯適用法条等コード表のうち、コードが指定されていない地方条例の違反態様に係るコード並びに警察庁事務処理要領の別紙の第1の3に規定する原票の予備欄（府県用）の調査項目、コード及び記入要領は、別に定める。

4 運用体制

(1) 本部における運用体制

ア 本部運用責任者

(ア) 本部に、本部運用責任者を置き、刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）をもって充てる。

(イ) 本部運用責任者は、警察庁及び九州管区警察局の運用責任者との連絡を密にし、犯罪統計事務の適正かつ円滑な運用を行うものとする。

イ 本部運用担当者

(ア) 本部運用責任者は、本部運用責任者の任務を補佐させるため、刑事部刑事総務課（以下「刑事総務課」という。）の犯罪統計事務を担当する課長補佐を本部運用担当者に指定するものとする。

(イ) 本部運用担当者は、犯罪統計事務の指揮・指導、入出力資料（警察庁電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）に入力した資料及び電子情報処理組織から出力した資料をいう。以下同じ。）の管理等を行うものとする。

ウ 本部操作担当者

(ア) 本部運用責任者は、刑事総務課の犯罪統計を担当する職員（福岡県警察の職員をいう。以下同じ。）のうちから犯罪統計事務を行うために必要とする範囲で本部操作担当者を指定するものとする。

(イ) 本部操作担当者は、原票の内容の審査、警察庁への報告等を行うものとする。

(2) 署における運用体制

ア 署運用責任者

(ア) 署に、署運用責任者を置き、警察署長（以下「署長」という。）をもって充てる。

(イ) 署運用責任者は、本部運用責任者との連絡を密にし、犯罪統計事務の適正かつ円滑な運用を行うものとする。

イ 署運用担当者

(ア) 署運用責任者は、署運用責任者の任務を補佐させるため、ウの(ア)に規定する署操作担当者の属する課の長を署運用担当者に指定するものとする。

(イ) 署運用担当者は、犯罪統計事務の指揮・指導、入出力資料の管理等を行うものとする。

ウ 署操作担当者

(ア) 署運用責任者は、刑事課及び少年係の職員のうちから犯罪統計事務を行うために必要とする範囲で、署操作担当者を指定するものとする。

(イ) 署操作担当者は、原票の内容の審査、警察庁への報告等を行うものとする。

5 原票の取扱い等

(1) 署における原票の取扱い

署における原票の取扱いは、原票のうち、刑法犯被疑者情報票（少年）は少年係の署操作担当者が、その他の原票は刑事課の署操作担当者が行うものとする。

(2) 原票の提出

原票を作成した署の警察官は、当該原票の内容について誤りがないかどうかを点検の上、速やかに当該署の署操作担当者に提出するものとする。

(3) 引継ぎ事件の原票の作成

ア 他の所属（他の都道府県警察を含む。）から事件の移送又は引継ぎを受けた署の警察官は、原票のうち、当該事件の刑法犯認知情報票又は刑法犯検挙情報票（被害品回復に係るものに限る。）を作成するものとする。

イ 特別司法警察職員から事件の引継ぎを受けた署の警察官は、原票のうち、当該事件の刑法犯認知情報票を作成するものとする。

(4) 報告

ア 警察庁への報告

署操作担当者は、(2)の原票を受け取ったときは、当該原票に必要な事項を記載し、当該原票の内容について誤りがないかどうかを審査の上、当該内容を電子情報処理組織を使用して警察庁に報告するものとする。

イ 署運用責任者への報告

署操作担当者は、警察庁に報告した原票については、電子情報処理組織から出力した警察庁事務処理要領の別紙の第8に規定する簿冊様式により、当該簿冊様式ごとに編集の上、その報告をした日ごとに犯罪統計原票報告書（様式第1号）を作成し、署運用担当者を経由して署運用責任者に報告するものとする。

6 主管課における審査

(1) 本部運用責任者の措置

本部運用責任者は、5の(4)のアの規定により署操作担当者が電子情報処理組織を使用して警察庁に報告した原票の内容のうち、本部の事件の主管課（以下「主管課」という。）により原票の内容を審査する必要があると認めるものについては、審査一覧表（様式第2号）を作成の上、主管課の長（以下「主管課長」という。）に送付するものとする。

(2) 主管課長の措置

主管課長は、(1)による送付を受けたときは、速やかに審査一覧表の内容の審査を行い、本部

運用責任者に返送するものとする。

(3) 警察庁への報告

本部運用責任者は、(2)の審査により原票の内容に誤りがあったときは、訂正又は削除の内容を電子情報処理組織を使用して警察庁に報告するものとする。

7 犯罪統計資料の作成

(1) 定例的利用に供する犯罪統計資料の作成

本部運用責任者は、警察庁から送付された資料及び電子情報処理組織に記録された原票の内容に基づき、定例的利用に供する犯罪統計資料を作成し、所属長に送付するものとする。

(2) 犯罪統計資料の作成の依頼

所属長は、本部運用責任者が(1)の規定により作成する犯罪統計資料以外の犯罪統計資料が必要なときは、犯罪統計資料作成依頼書（様式第3号）により本部運用責任者に対し必要な資料の作成を依頼するものとする。この場合において、本部運用責任者は、業務に支障がない限り、これに応じるものとする。

8 入出力資料の管理

(1) 本部運用責任者及び署運用責任者（以下「本部運用責任者等」という。）は、入出力資料は、種別ごとに編集し、犯罪統計入出力資料管理簿（様式第4号）により管理するものとする。

(2) 本部運用責任者等は、入出力資料は、施錠のできるキャビネット、保管庫等に保管するものとする。

(3) 本部運用責任者等は、保存期間の経過した入出力資料は、裁断、焼却その他復元できない方法により廃棄の上、犯罪統計入出力資料管理簿に必要な事項を記入するものとする。

9 安全の確保

犯罪統計事務における個人情報等の取扱いについては、福岡県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年福岡県警察本部訓令第6号）及び福岡県警察情報セキュリティ対策に係る基準の制定について（平成26年福岡県警察本部内訓第18号）その他関係規程の定めるところにより、その安全の確保に努めなければならない。

10 関係書類の保存

(1) 刑事総務課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
審査一覧表	審査一覧表	用済後廃棄
犯罪統計資料作成依頼書	犯罪統計資料作成依頼書	1年
犯罪統計入出力資料管理簿	犯罪統計入出力資料管理簿	継（5年）

(2) 署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
犯罪統計原票報告書	犯罪統計原票報告書	1年
犯罪統計入出力資料管理簿	犯罪統計入出力資料管理簿	継(5年)